⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和８年８月４日において次の条件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に、元請けとして構成員のうち１者が次に掲げるⓐの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ、地域ＪＶ及び異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）にあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、地域ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工実績として認める。）元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ⓐ　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）10m以上の工事の施工実績を有すること（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①ⓐの施工実績は専任で配置する技術者が有すること。

④　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。）における令和７・８年度の一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年８月４日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事名　Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所　石川県輪島市山ノ上町地先

３　工事内容

橋梁下部

橋台工　１式

深礎工　９本

橋台躯体工　１基

仮設工　１式

工期　工事の始期から406日間（ただし、令和９年２月19日（金）（工事着手期限）までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期をいう。）

４　申請の時期

令和８年８月４日から令和８年８月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和８年８月27日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵①、②、⑤の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年８月４日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２－１及び別記様式３－１－１と同一であるので、これを使用して作成すること。

提出場所

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を